

## 令和6年第3回 豊明市農業委員会総会議事録

### 1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和6年3月21日 午前10時00分

閉会 令和6年3月21日 午前11時00分

### 2 出席委員の氏名

＜出席委員＞ 議席番号は抽選による

青木 規久範

渡邊 昭男

平野 敬祐

石川 博正

青山 みか

深谷 明

石川 万里子

蟹井 伸仁

近藤 明

＜出席農地利用最適化推進委員＞

三浦 博明

原田 勝行

加藤 延保

村山 公夫

石川 和孝

小川 泰則

### 3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

＜議案の件名＞

|        |                                        |      |
|--------|----------------------------------------|------|
| 議案第7号  | 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件            | 別紙2件 |
| 議案第8号  | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件 | 別紙9件 |
| 議案第9号  | 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件          | 別紙2件 |
| 議案第10号 | 令和6年度最適化活動目標設定について                     | 別紙1件 |
| 報告第9号  | 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件                  | 別紙5件 |
| 報告第10号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件                 | 別紙2件 |
| 報告第11号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件                 | 別紙2件 |
| 報告第12号 | 農地法第18条の規定による農地解約通知の件                  | 別紙1件 |

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議 長           ただいまより、令和6年第3回豊明市農業委員会総会を開催いたします。  
例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議 長           ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議 長           議事録署名者は4番委員と5番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第7号1番案件、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局           議案第7号1番案件について説明します。  
申請地は沓掛町地内です。  
申請地の現況については、現地確認を行ったところ、耕起してある状態でした。  
譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおり作付されておりました。  
以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長           事務局より説明がありましたが、地区担当委員の6番委員の意見を求めます。

6番委員          3月18日に8番委員と最適化推進委員4番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当ではないかと判断しますが、1つ質問をしても良いですか。

議 長           はい。

6番委員          現地確認を行ったところ、申請地は接道がありませんでした。譲受人はどのように入るのですか。

事務局           隣接している土地が道路に面しており、かつ、非農地であるため、一緒に

購入し、侵入路を確保するとのこと。

6番委員           わかりました。それでは、許可相当と判断します。

議 長           同じく地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員           6番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長           同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員       6番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長           他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長           それでは採決します。議案第7号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長           議案第7号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第7号2番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局           議案第7号2番案件について説明します。  
申請地は沓掛町地内です。  
申請地の現況については、現地確認を行ったところ、野菜が栽培されている状態でした。  
譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおり作付されておりました。  
以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長           事務局より説明がありましたが、地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員           3月18日に6番委員と農地利用最適化推進委員4番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長           同じく地区担当委員の6番委員の意見を求めます。

|       |                                                                                       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 6番委員  | 8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。                                                                |
| 議 長   | 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。                                                           |
| 最4番委員 | 8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。                                                                |
| 議 長   | 他の委員の意見を求めます。                                                                         |
| 3番委員  | 現在登記地目は宅地ですが、今後、例えば離れを建てるとなった場合は、農地転用が必要となるのですか。                                      |
| 事務局   | はい。                                                                                   |
| 議 長   | 他の委員の意見を求めます。                                                                         |
|       | 異議なしの声あり                                                                              |
| 議 長   | それでは採決します。議案第7号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。                                                     |
|       | 挙手多数                                                                                  |
| 議 長   | 議案第7号2番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局   | 説明の前に利害関係者の委員がいらっしゃいますので退室をお願いいたします。                                                  |
|       | (委員退室)                                                                                |
| 事務局   | それでは、議案第8号について説明します。<br>1番案件から7番案件が新規契約分で、8番案件、9番案件が更新契約分となっています。                     |
| 議 長   | 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。                                                            |
| 1番委員  | 1番案件の利用権設定を受ける方は栄町の方ですが、通作可能なのでしょうか。                                                  |

- 事務局 現在耕作している農地が申出地付近にあり、営農状況に問題がないことから、通作可能であると判断しました。
- 4番委員 この近辺で既に4反耕作されている方なので、問題ないと思います。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第8号に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第8号は可決いたします。引き続きまして、議案第9号1番案件、農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第9号1番案件について説明します。  
申出地は沓掛町地内です。  
申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。
- 意見なしの声あり
- 議 長 それでは、議案第9号1番案件については、やむを得ないものとして意見を付することとします。  
引き続きまして議案第9号2番案件について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第9号2番案件について説明します。  
申出地は沓掛町地内です。  
申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。
- 4番委員 同じような場所で同じような業種の申出が続いていますが、県からの指導等

があったために、このような状況になっているのですか。

事務局 県からの指導等があったわけではありませんが、周辺の状況から申出があったと思われます。

議 長 他の委員の意見を求めます。

1番委員 申出地南側道路について、セットバックは行うのでしょうか。

事務局 現在、そこまでの話は聞いておりませんが、使用する道路については、事業計画通りに事業ができるよう、整備を行うこととなっています。

議 長 他の委員の意見を求めます。

6番委員 申出地近辺に農地が残るようですが、何か利用する計画があるか聞いていますか。

事務局 今のところ、特に聞いておりません。

6番委員 周辺農地に影響のないように、事業を行っていただきたいです。

事務局 申出者に伝えておきます。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

議 長 それでは、議案第9号2番案件については、周辺農地への影響が出ないようにすること、という意見を付することとします。引き続きまして、議案第10号令和6年度最適化活動の目標設定について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号について説明いたします。  
豊明市の令和6年度の目標として、案を作成しました。  
案を作成するにあたり、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいて目標設定しています。  
また、この案につきましては、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき令和6年2月21日開催の農地利用最適化推進委員打ち合わせ会でご審議いただいております。  
(内容説明)

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第10号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第10号は可決いたします。引き続きまして、報告第9号から第12号について報告願います。

事務局 報告第9号、第10号、第11号、第12号について説明

議 長 以上のとおり、報告第9号から第12号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします。（時に午前11時00分）。